

# 令和5年度 病害虫防除情報

令和5年4月17日

発表：福島県病害虫防除所

4月の高温により、出穂期が早まると予想されます。

適期を逃さないよう防除を徹底しましょう！

- 1 対象作物：麦類
- 2 対象病害虫：麦類赤かび病
- 3 対象地域：県内全域
- 4 発生時期：平年よりやや早い～早い

## 麦類赤かび病について

麦類赤かび病が発生すると、人畜に有害で嘔吐や下痢を引き起こすかび毒であるデオキシニバレノール（DON）やニバレノール（NIV）が産生され、生産物が汚染される場合があります。麦類の検査規格では、赤かび粒が1万粒に5粒以上混入していると規格外になってしまい、また、DONの規格基準（1.0ppm）を超えると流通できず、生産者が廃棄処分する必要があります。



写真 赤かび病に罹病した小麦の穂

## 麦類の生育状況

農業総合センターの作柄解析試験（4月3日現在）では、節間伸長開始期は郡山の「きぬあずま」で2日、会津坂下の「ゆきちから」及び相馬の「きぬあずま」で5日、平年に比べて早くなっています。また、天候予報（4月6日仙台管区气象台発表）によると、向こう1か月の気温は平年より高いと予想されており、出穂期が平年より早まると見込まれます。

## 赤かび病の防除について

- (1) 薬剤防除の適期は、麦類の開花始め（小麦では出穂後7～10日、大麦では5～7日頃）です。  
1回目の防除は必ずこの時期に実施してください。降雨が多い場合でも、短い晴れ間を利用するなどして確実に実施してください。2回目の防除は1回目の7～10日後に行うと効果的です。また、薬剤抵抗性の発達を防ぐため、同系統の薬剤の連用はさけてください。
- (2) 使用する薬剤は表1、2を参照してください。なお、同じ薬剤でも小麦と大麦で使用回数や時期が異なる場合があります。特にチオファネートメチルを含む薬剤は、大麦では出穂期以降の使用回数が1回以内に制限されることに注意してください。
- (3) 刈り遅れは発芽粒などの品質低下だけでなく、かび毒産生の原因となるため、適期収穫と速やかな乾燥・調製を心がけてください。また、ほ場内で本病の発生が多い場所や倒伏している場所ではかび毒汚染の可能性が高くなるため、刈り分けを行って健全な麦とは別に処理してください。

表1 赤かび病の防除薬剤（地上散布）

薬剤名	適用作物名	希釈倍数、散布量	使用時期の制限 (収穫前日数)	使用回数の制限
イオウフロアブル	麦類	400～800 倍	—	—
シルバキュア フロアブル	小麦	2,000 倍	収穫 7 日前まで	2 回以内
	大麦		収穫 14 日前まで	
石灰硫黄合剤	麦類	50～60 倍又は 100 倍	—	—
チルト乳剤 25	小麦	1,000～2,000 倍	収穫 3 日前まで	3 回以内
	大麦		収穫 21 日前まで	1 回
トップジン M 水和剤	小麦	1,000～1,500 倍	収穫 14 日前まで	3 回以内 (但し、出穂 期以降は 2 回以内)
	麦類 (小麦を除く)		収穫 30 日前まで	3 回以内 (但し、出穂 期以降は 1 回以内)
トップジン M 粉剤 DL	小麦	3～4 kg/10a	収穫 14 日前まで	3 回以内 (但し、出穂 期以降は 2 回以内)
	麦類 (小麦を除く)	4 kg/10a		3 回以内 (但し、出穂 期以降は 1 回以内)
トリフミン 水和剤	麦類	1,000～2,000 倍	収穫 14 日前まで	3 回以内
トリフミン乳剤	小麦	1,000 倍	収穫 3 日前まで	3 回以内

注) 表中の薬剤は「令和 5 年版 福島県農作物病害虫防除指針」より抜粋

注) 使用回数の制限の欄はその剤の使用回数であり、使用する際には成分ごとの総使用回数を確認すること。

注) 水和剤や乳剤、フロアブル剤、石灰硫黄合剤は 10a 当たり 60～150L 散布する。

注) 石灰硫黄合剤はメーカーによって希釈倍率が異なるので注意する。

表2 赤かび病の防除薬剤（無人航空機による空中散布）

薬剤名	適用作物名	希釈倍数、散布量 (散布液量)	使用時期の制限 (収穫前日数)	使用回数の制限
シルバキュア フロアブル	小麦	16 倍 (0.8L/10a)	収穫 7 日前まで	2 回以内
	大麦		収穫 14 日前まで	
チルト乳剤 25	小麦	8 倍 (0.8L/10a)	収穫 7 日前まで	3 回以内
	大麦		収穫 21 日前まで	1 回
トップジン Mゾル	小麦	8 倍 (0.8L/10a)	収穫 14 日前まで	3 回以内 (但し、出穂 期以降は 2 回以内)
	麦類 (小麦を除く)		収穫 21 日前まで	3 回以内 (但し、出穂 期以降は 1 回以内)

注) 表中の薬剤は「令和 5 年版 福島県農作物病害虫防除指針」より抜粋

注) 使用回数の制限の欄はその剤の使用回数であり、使用する際には成分ごとの総使用回数を確認すること。

※農薬の登録内容については慎重に校閲していますが、登録内容の変更は随時行われています。また、同じ農薬名でも農薬会社によって登録内容が異なることがありますので、農薬登録情報提供システム (<https://pesticide.maff.go.jp/>) 等で最新の登録内容を確認してください。(記載中の登録内容は令和 5 年 3 月 31 日現在)